

常滑市保育の必要性の認定基準指数表

児童名： _____

合 計
点

保育園へ入園できる児童は、保護者が①のいずれかの状況に該当する場合です。

(ただし、家庭で保育することができるものと認められる場合は除きます。3歳から5歳児は定員に余裕がある場合には①に該当しない場合に1号認定児として入園できます。)

保護者のそれぞれの指数のうち低い方で指数①を決定し、②を加えた指数の高い順に入園できます。

【0・1・2歳 番】

① 保育の必要性の認定基準 (1～8の番号の複数該当する場合には、主たる項目で決定します)

状 況	指数	状 況	指数
1. 家庭外労働 (* ¹ 自営業含む) * ² 農漁業 (1年を通して仕事がある場合)・就学		5. * ⁴ 病気・けが	
就労時間 20日/月以上 7.5H/日以上	10	入院1か月以上	10
120H/月以上	9	入院1か月未満	8
15日/月以上 4H/日以上	7	通院 月15日以上	7
60H/月以上	6	*通院 月15日未満	5
就労予定者 (就労証明書提出者)	5	*自宅療養	4
求職活動中 (2月20日以降受付)	3	*「保育が不可能」との医師の診断書必要	
育児休業から復帰する場合の勤務時間の判定は※3参照		6. 障がい等	
2. 家庭内労働 (自営業・内職等)		1, 2級身体障害者手帳、療育手帳A 1級精神障害者保健福祉手帳所持者	10
就労時間 20日/月以上 7.5H/日以上	10	3, 4級身体障害者手帳、療育手帳B・C 2, 3級精神障害者保健福祉手帳所持者	6
120H/月以上	9	5, 6級身体障害者手帳	4
15日/月以上 4H/日以上	6	7. * ⁴ 病人介護	
60H/月以上	5	月20日以上付添または障がい児の通学付添	8
内職、家族従業者 (自営業主の家族で無給で従事)	-2	月15日以上付添または障がい児の通学付添	6
起業準備中 (証明書提出者・協力者含む)	3	月15日以上寝たきり者付添	4
3. 出産		8. 就学	
出産前8週間または出産後8週間	8	1の状況を準用	
4. 災害の復旧		9. その他	
災害の復旧	10	1～7に類する状況	準用

②加算・減算項目 (複数該当可)

世帯状況	指数	勤務状況・通園状況	指数
生活保護による被保護世帯	4	育児休業のため退園したが、以前通っていた園に再度通いたい場合	1
ひとり親家庭	4	地域型保育事業の卒園児	1
虐待・DVの恐れがある場合	4	* ⁵ 常滑市内で保育士として20日/月以上7.5H/日以上勤務する場合	1
入園年度に兄弟と同じ園に通う場合 (本人を含む)	人数×0.5	* ⁵ 常滑市内で保育士として60H/月以上勤務する場合	0.5
希望園に兄弟が在園中の場合	0.3		
入園申込み時点で、保育料・給食費の滞納がある世帯の場合 (生活保護世帯は除く)	-2		

※1 家庭外労働の自営には株式会社及び有限会社の事業者を含みます。

※2 農業の場合、畑の耕作面積20アール以上で農産物の出荷を要します。漁業の場合、漁業者の資格があることを要します。

※3 育児休業から復帰し、時間短縮勤務を行う場合の勤務時間の判定

①保育園在園中に120時間以上の勤務をする場合：通常の勤務時間で指数をつけます。

②保育園在園中に120時間以上の勤務をしない場合：時間短縮勤務の勤務時間で指数をつけます。

※4 医師の診断書を要し継続して入園するには、毎年診断書を提出してください。

※5 国の保育士確保政策により、当分の間、保育士が保育士として勤務する場合に加算を行います。

◎ 勤務の実績により指数を変更することがあります。(申込み締切日まで)

◎ 申請月から就労した方は、申請月の出勤簿等により指数をつけます。

◎ 申請月以降から勤務・勤務時間を延長する予定の方は、保育の必要性の認定基準指数が5点となります。

◎ 提出していただいた状況をもとに、電話確認・実態調査を行う場合があります。

◎ 受付後、福祉事務所にて入園調整をする中で**指数を変更させていただく場合がございます。**